

令和 6 年中小企業実態基本調査の概要

(令和 5 年度決算実績)

1. 調査の目的

近年、企業活動のグローバル化、雇用形態の多様化、IT 技術を活用した情報化の進展、消費者のライフスタイルの多様化など、中小企業を取り巻く経営環境は大きく変化してきている。

こうした環境変化の中、中小企業の育成及び発展に資する施策を企画・立案する上でも、中小企業全般に共通する事項について、経年変化を追い、業種別・企業規模別に、それぞれの特色、経営上の強み・弱みを始めとする幅広い事項を明らかにしていくことの重要性が従来以上に増してきている。

中小企業庁は、中小企業基本法第 10 条の規定（定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない。）に基づき、上記のような中小企業を巡る経営環境の変化を踏まえ、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するため、平成 16 年度から「中小企業実態基本調査」を統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条第 1 項の規定（行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。）に基づく「一般統計調査」として毎年実施している。（平成 20 年度以前は、統計報告調整法（昭和 27 年法律 148 号）第 4 条の規定に基づき総務大臣の承認を得て実施する「承認統計調査」として実施していた。）

本調査の実施により、中小企業全般の経営等の実態を明らかにし、中小企業施策の企画・立案のための基礎資料を提供するとともに、中小企業関連統計の基本情報を提供するためのデータ収集を行う。

2. 調査の範囲

本調査は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定 平成 26 年 4 月 1 日施行）に掲げる大分類 D－建設業、E－製造業、G－情報通信業、H－運輸業、郵便業、I－卸売業、小売業、K－不動産業、物品賃貸業、L－学術研究、専門・技術サービス業、M－宿泊業、飲食サービス業、N－生活関連サービス業、娯楽業及び R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、「別表 調査の範囲」に掲げる業種及び規模に属する企業（個人企業を含む。以下同じ。）から選定した企業について調査した。

※ 業種の範囲及び企業規模（資本金又は従業員）の範囲については、「別表 調査の範囲」を参照。

3. 調査の期日（調査時点）及び調査期間

本調査は、令和 6 年 6 月 1 日現在によって実施した。

最近決算期に基づく実績について報告をお願いした。

4. 調査事項

本調査の調査事項は、以下のとおり。

- (1) 企業の概要（設立年、会社形態、従業者数、事業所数、海外の子会社・関連会社、大企業の子会社・関連会社、法人番号）
- (2) 決算（売上高、営業費用、営業外収益、営業外費用、経常利益又は経常損失、税引前当期純利益又は税引前当期純損失、税引後当期純利益又は税引後当期純損失、資産・負債及び純資産）
- (3) 輸出の状況
- (4) 企業全体の事業別売上高割合（売上高の内訳）
- (5) 設備投資の状況（設備投資、リース利用、中小企業者等の少額減価償却資産の取得額の損金算入、中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制）
- (6) 研究開発の状況（研究開発、能力開発、特許権・実用新案権・意匠権・商標権）
- (7) 受託の状況
- (8) 委託の状況
- (9) 取引金融機関
- (10) 事業承継
- (11) 中小企業の会計に関する基本要領
- (12) 中小企業関連政策の認知状況

5. 調査方法

本調査は、調査対象企業へ調査票を郵送で配布するとともに、オンライン調査による回答を依頼し、調査対象企業が、自ら調査票に記入して回答する方法で実施した。

本調査は、調査の標本設計、調査名簿作成、調査の実施、審査・集計及び報告書作成等の全てを包括的に民間に委託して実施した。

6. 標本設計及び抽出方法

令和6年調査においては、事業所母集団データベース（令和4年次フレーム）を基に中小企業実態基本調査の母集団名簿を作成して、以下の手順により標本設計及び標本抽出を行った。

（1）標本設計

- ① 令和3年経済センサス-活動調査の「売上（収入）金額」を基に、基本となる産業中分類・従業者規模別の層と、表章を行う区分のうち産業中分類別及び産業大分類・従業者規模別について、売上高の総和の目標精度（標準誤差率）を設定した。なお、標本設計の従業者規模別は、法人企業4区分（従業者数5人以下、6～20人、21～49人及び50人以上）並びに個人企業の合計5区分に設定した。
- ② 本調査では、記入者負担軽減の観点から、二重抽出の考え方を採用し、調査票甲（基本票）、調査票乙（詳細票）の2種類の調査票を使用した。調査票乙の調査項目で、調査票甲で調査していない調査項目を推計することから、調査票乙についても基本となる産業中分類・従業者規模別、産業中分類別及び産業大分類・従業者規模別について、売上高の総和の目標精度（標準誤差率）を設定した。各層別の目標精度は以下のとおりである。

標準誤差率を求める層		全体	うち乙票分
基本となる層（産業中分類・従業者規模層）		15%	20%
	うち、法人企業50人以上層	15%	
産業中分類層	—	10%	15%
産業大分類・従業者規模層		8%	10%
	うち、法人企業50人以上層	8%	

- ③ なお、令和3年経済センサス-活動調査における基本となる層別の「売上高」の分布において特に大きな「売上高」をもつ中小企業については、別途層を設け全数を抽出した。

（2）標本抽出

- ① 標本の抽出に当たっては、調査票乙は、基本となる層別に少なくとも30以上となるよう算出し、調査票甲の標本サイズは全体の標本サイズから調査票乙の標本サイズを差し引いて算出した。また、調査票を郵送で配布するとともに、オンライン調査による回答を依頼し、調査対象企業が、自ら調査票に記入して回答する方法で実施することから、目標回収率を考慮して発送する数を算出した。
- ② 標本の抽出に当たっては、上記で算出した発送する数の3分の2は2年間の継続標本として調査対象とするものとし、うち半数ずつ毎年入れ替えるローテーションサンプリングにより抽出した。したがって、基本となる層別の調査票ごとに、3分の1は1年度のみ調査、3分の1は2年間の継続標本の1年目、残りの3分の1は2年間の継続標本の2年目となるよう抽出する。ただし、母集団の大きさが発送する数に対して十分に大きくない場合は、この限りではない。

③ 標本の抽出は、基本となる層ごとに無作為抽出により行った。

(3) 標準誤差率

標準誤差率は、次の式による。

令和3年経済センサス-活動調査の売上高総和： $T_x = \sum_{h=1}^L \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi}$

売上高総和の標準誤差の推定値：

$$\sqrt{V(T_x)} = \sqrt{\sum_{h=1}^L N_h(N_h - n_h) \frac{Var(X_h)}{n_h}}$$

売上高総和の標準誤差率：

$$\frac{\sqrt{V(T_x)}}{T_x}$$

h = 産業中分類・従業者規模層

N_h = 第 h 層の母集団の大きさ

n_h = 第 h 層の標本数

X_{hi} = 令和3年経済センサス-活動調査の第 h 層の i 番目の企業の売上高

$Var(X_h)$ = 令和3年経済センサス-活動調査の売上高の第 h 層内分散

7. 推計方法

母集団の大きさによる推定は、調査結果を基に産業中分類・従業者規模層ごとに以下により行った。

(1) 調査結果に基づく抽出率の設定

① 母集団の大きさは、抽出時の母集団の大きさによる。

② 回答数及び有効回答数

回答数 = 有効回答数 + その他の回答数

有効回答数 = 集計企業数

その他の回答数 = 廃業、休業又は対象外等企業数

その他の回答は、推計・集計から除外した。

③ 各層（事前の層）の抽出率の計算

各層の抽出率（事前の層） = 当該層の有効回答数 / 当該層の母集団の大きさ

(2) 個票の拡大推計（事前の層）

個票の拡大係数は、各個票（有効回答）の標本抽出時の層（事前の層）で設定する。

したがって、調査の結果、産業中分類又は従業者区分が移動した場合でも、標本抽出時の産業中分類・従業者区分（事前の層）で拡大係数を設定し、拡大推計を行った。

個票の拡大係数 = 1 / 各層の抽出率（事前の層）

個票の拡大推計値 = 個票データ × 個票の拡大係数

(3) 個票の比推計（事後の層）

調査票甲で調査していない調査項目の推計値は、基本となる層別に、拡大推計後の調査票乙の推計値を用いて、調査票甲の個票単位に推計した。

例えば、調査票甲の商品仕入原価・材料費の推計では、調査票乙と調査票甲の共通の調査項目であり、商品仕入原価・材料費と関連性の高い売上原価（商品仕入原価・材料費の上位項目）を用いて、以下により推計した。

甲の商品仕入原価・材料費 = 甲の売上原価 × 乙の商品仕入原価・材料費（拡大推計後） / 乙の売上原価の合計（拡大推計後）

(4) 母集団の大きさによる推定（事後の層）

当該層の推定値 = （（比推計後の）個票データ × 個票の拡大係数 × 当該層の母集団の大きさ ÷ 個票が属する層（事後の層）の個票の拡大係数）の総和

(5) 推計値の集計（事後の層）

上記（4）の推定値を、表章を行う区分別に集計し、その結果を本報告書に掲載した。

※ 母集団の大きさによる推定に際しては、従業者規模は法人企業4区分（従業者5人以下、6～20人、21～50人及び51人以上）並びに個人企業の合計5区分により層化する。（表章に用いる母集団の大きさの設定も同様に5区分により層化）

8. 調査結果の概要

(1) 調査の回答状況

① 従業者規模別の回答状況

従業者規模	標本の大きさ	回答数 (注1)		有効回答数	有効回答率
			回答率		
合計	109,760	50,873	46.3%	45,135	41.1%
法人企業	88,688	42,025	47.4%	37,450	42.2%
5人以下	47,544	21,378	45.0%	18,152	38.2%
6～20人	14,625	6,872	47.0%	6,372	43.6%
21～49人	10,097	5,212	51.6%	4,849	48.0%
50人以上	16,422	8,563	52.1%	8,077	49.2%
個人企業	21,072	8,848	42.0%	7,685	36.5%

② 産業別の回答状況

産業	標本の大きさ	回答数 (注1)		有効回答数	有効回答率
			回答率		
合計	109,760	50,873	46.3%	45,135	41.1%
建設業	2,211	1,114	50.4%	1,043	47.2%
製造業	35,846	17,533	48.9%	15,933	44.4%
情報通信業	8,624	3,747	43.4%	3,241	37.6%
運輸業、郵便業	7,684	3,477	45.2%	3,097	40.3%
卸売業	13,697	6,615	48.3%	5,897	43.1%
小売業	8,888	4,123	46.4%	3,611	40.6%
不動産業、物品賃貸業	8,214	3,728	45.4%	3,202	39.0%
学術研究、専門・技術サービス業	6,023	2,804	46.6%	2,415	40.1%
宿泊業、飲食サービス業	3,158	1,186	37.6%	1,048	33.2%
生活関連サービス業、娯楽業	8,736	3,534	40.5%	3,035	34.7%
サービス業 (他に分類されないもの)	6,679	3,012	45.1%	2,613	39.1%

(注) 回答数には休業、廃業及び対象外等の回答を含む。

(2) 調査結果の評価

① 評価方法

調査結果の評価は、売上高の達成精度（標準誤差率）を基に行った。

なお、売上高の標準誤差率は、次の式により算出した。

売上高総和の推定値：

$$\hat{T}_x = \sum_{h=1}^L \frac{N_h}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi}$$

売上高総和の標準誤差の推定値：

$$\sqrt{\hat{V}(\hat{T}_x)} = \sqrt{\sum_{h=1}^L N_h(N_h - n_h) \frac{Var(X_h)}{n_h}}$$

売上高総和の標準誤差率：

$$\frac{\sqrt{\hat{V}(\hat{T}_x)}}{\hat{T}_x}$$

h = 層（産業中分類×従業者規模）

N_h = 第 h 層の母集団の大きさ

n_h = 第 h 層の標本数

X_{hi} = 第 h 層の i 番目の標本企業売上高

$\hat{T}_x$ = 売上高総和の推定値

$Var(X_h)$ = 第 h 層内分散

② 達成精度（標準誤差率）

産業	売上高総和の 標準誤差率
建設業	3.4%
製造業	2.1%
情報通信業	8.3%
運輸業，郵便業	6.5%
卸売業	3.2%
小売業	5.5%
不動産業，物品賃貸業	6.9%
学術研究，専門・技術サービス業	3.8%
宿泊業，飲食サービス業	5.4%
生活関連サービス業，娯楽業	8.5%
サービス業（他に分類されないもの）	4.4%

9. 集計及び結果の公表

(1) 速報

本調査の主要な調査事項について、令和7年3月に「令和6年中小企業実態基本調査速報」としてホームページ上で公表。

(2) 調査報告書（確報）

本調査の全ての調査事項について、令和7年7月に「令和6年中小企業実態基本調査報告書」として公表。

(3) ホームページ

本資料を含む本調査に関する情報は、中小企業庁ホームページに掲載している。

URL : <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/>

調査の範囲

1. 業種の範囲

業種	業種の範囲
建設業	日本標準産業分類に掲げる大分類Dー建設業
製造業	日本標準産業分類に掲げる大分類Eー製造業
情報通信業	日本標準産業分類に掲げる大分類Gー情報通信業
運輸業, 郵便業	日本標準産業分類に掲げる大分類Hー運輸業, 郵便業のうち、「中分類 43 道路旅客運送業」、「中分類 44 道路貨物運送業」、「中分類 45 水運業」、「中分類 47 倉庫業」、「中分類 48 運輸に附帯するサービス業」、「中分類 49 郵便業(信書便事業を含む)」
卸売業, 小売業	日本標準産業分類に掲げる大分類Iー卸売業, 小売業
不動産業, 物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる大分類Kー不動産業, 物品賃貸業
学術研究, 専門・技術サービス業	日本標準産業分類に掲げる大分類Lー学術研究, 専門・技術サービス業のうち、「中分類 72 専門サービス業(他に分類されないもの)」、「中分類 73 広告業」、「中分類 74 技術サービス(他に分類されないもの)」
宿泊業, 飲食サービス業	日本標準産業分類に掲げる大分類Mー宿泊業, 飲食サービス業
生活関連サービス業, 娯楽業	日本標準産業分類に掲げる大分類Nー生活関連サービス業, 娯楽業
サービス業(他に分類されないもの)	日本標準産業分類に掲げる大分類Rーサービス業(他に分類されないもの)のうち、「中分類 88 廃棄物処理業」、「89 自動車整備業」、「90 機械等修理業(別掲を除く)」、「91 職業紹介・労働者派遣業」、「92 その他の事業サービス業」

2. 企業規模の範囲

業種	企業規模の範囲
建設業	資本金3億円以下又は従業者300人以下
製造業	資本金3億円以下又は従業者300人以下
情報通信業	中分類37通信業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 中分類40インターネット附随サービス業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 小分類413新聞業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 小分類414出版業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下
運輸業, 郵便業	資本金3億円以下又は従業者300人以下
卸売業, 小売業	中分類50～55の卸売業 : 資本金1億円以下又は従業者100人以下 中分類56～61の小売業 : 資本金5千万円以下又は従業者50人以下
不動産業, 物品賃貸業	小分類693駐車場業 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 中分類70物品賃貸業 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 上記以外 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下
学術研究, 専門・技術サービス業	資本金5千万円以下又は従業者100人以下
宿泊業, 飲食サービス業	中分類75宿泊業 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者50人以下
生活関連サービス業, 娯楽業	小分類791旅行業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下
サービス業(他に分類されないもの)	資本金5千万円以下又は従業者100人以下

(注) 従業者とは常用雇用者を指す。